



平成 28 年 4 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社市進ホールディングス  
代 表 者 代表取締役社長 下屋 俊裕  
(コード番号 4645 東証 JASDAQ)  
問 合 せ 先 常務取締役統括本部本部長 竹内 厚  
電 話 047 (335) 2840

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 22 日開催の取締役会において、平成 28 年 5 月 27 日開催予定の第 42 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第27条〔社外取締役の責任免除〕および第37条〔社外監査役の責任免除〕の規定を変更するものであります。なお、現行定款第27条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| 第 1 条～第26条 <条文省略><br>〔社外取締役の責任免除〕   | 第 1 条～第26条 <現行どおり><br>〔取締役の責任免除〕  |
| 第27条 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める額を限度とする賠償責任限定契約を締結することができる。 | 第27条 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める額を限度とする賠償責任限定契約を締結することができる。 |

|  |   |
|--|---|
| <p>第28条～第36条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>[<u>社外</u>監査役の責任免除]</p> <p>第37条 当社は<u>社外</u>監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める額を限度とする賠償責任限定契約を締結することができる。</p> <p>&lt;以下省略&gt;</p> | <p>第28条～第36条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>[監査役の責任免除]</p> <p>第37条 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める額を限度とする賠償責任限定契約を締結することができる。</p> <p>&lt;以下省略&gt;</p> |
|--|---|

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年 5月27日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成28年 5月27日 (予定)

以 上